第二十条の二中「特定加盟者（以下この条」を「特定加盟者（以下この項」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「又は沖縄総合事務局長（以下この条において「経済産業局長等」という。）」を削り、「書類（以下この条」を「書類（以下この項」に、「同項」を「同条第一項」に、「経済産業局長等が」を「経済産業局長が」に改め、同条に次の二項を加える。

2　施行令第二十七条の五第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3　施行令第二十七条の五第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

第四十条の四第十項第一号中「第十五条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同項第二号中「第十五条第八号」を「第十八条第八号」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

○財務省令第六十九号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（本人確認方法） **第八条**　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか イ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類（別表に規定する書類等をいう。以下同じ。）のうち同表第一号又は第四号に定めるもの（同表第一号ハからホまでに掲げるものを除く。ホ及びヘにおいて「写真付き本人確認書類」という。）の提示（当該顧客の同表第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法 ［ロ・ハ　略］	（本人確認方法） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ イ　当該顧客又は代表者等から本人確認書類（別表に規定する書類等をいう。以下同じ。）のうち同表第一号又は第四号に定めるもの（同表第一号ハからホまでに掲げるものを除く。）の提示（当該顧客の同表第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法 ［ロ・ハ　同上］